

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

佐賀県

2 構造改革特別区域の名称

佐賀県幼稚園早期入園特区

3 構造改革特別区域の範囲

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市及び鹿島市並びに佐賀県佐賀郡諸富町、川副町、久保田町、大和町及び富士町、神埼郡神埼町、千代田町及び三田川町、三養基郡基山町、中原町、北茂安町及び三根町、東松浦郡浜玉町及び呼子町、西松浦郡西有田町、杵島郡山内町、大町町、白石町及び有明町並びに藤津郡太良町、塩田町及び嬉野町の全域

4 構造改革特別区域の特性

範囲及び実施園について

今回の特区の範囲設定は、県内全公立幼稚園に対して三歳未満児に係る幼稚園入園事業について実施の意向を確認し、早期入園にかかるニーズが高く、かつ受入体制が整っている幼稚園のある29市町とした。

なお、今後、今回の当初実施希望幼稚園以外の幼稚園が、当該事業の実施を要望する場合は、特区の対象区域を拡大する。

少子化の進行

当初予定の構造改革特別区域としている29市町の3～5歳児の人口は、昭和55年を100(33,455人)とすると、平成14年は65(21,600人)と35%(11,855人)減少している。

また、29市町の全世帯に占める「6歳未満児のいる世帯」の割合は、約13.5%であり、また、6歳未満児のいる世帯の平均構成人員は、3.4人と少ないことから、幼児の遊び相手が少ない状況であることがうかがえる。

女性就業率の増加

保護者の就労形態が多様化する中、保護者の子育て支援や男女共同参画社会を推進する上で、働きながらも子どもが幼稚園教育を受けることができる制度整備の充実が必要となっている。

こうした中、県内の29市町における女性就業率は、全国平均の46.2%を上回る48.7%と高く、働きながらも子どもが幼稚園教育を受けることができる制度整備の充実がより必要な状況であることがうかがえる。

育児相談件数の増加

県内の児童相談所に寄せられる養護相談件数が、平成 14 年度に 269 件と平成 10 年度に比べ 16.5%増加している。

特に、同相談件数のうち虐待に関する相談は平成 10 年度の 3.5 倍と急激に増加しており、保護者が子育てに対して不安を感じている状況がうかがえる。

保護者の 2 歳児就園への要望

3 歳未満児を持つ保護者の当該児の年度当初からの早期入園要望が高く、県内の幼稚園に対して、185 名の 3 歳未満児の具体的な早期入園要望（平成 15 年 5 月 1 日時点）がある。

また、県内幼稚園の満 3 歳児園児は、平成 14 年度実績で約 330 人が在園していることから、3 歳児の年度当初からの早期入園を要望する潜在的な保護者ニーズはさらに高いことがうかがえる。

幼稚園の空き教室

当該事業の実施を希望する 64 園では、平成 15 年 5 月 1 日時点で、定員充足率 58.2%、空き教室 55 部屋となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

少子化、核家族化等を背景に、幼児の異年齢児との交流機会の減少、育児に不安を抱く保護者の増加、保護者の就労形態の多様化等が進展する中、幼稚園が多様な役割を果たすことが期待されている。

当県としても、少子化、核家族化等に伴う家庭や地域の教育力の低下を幼稚園教育で補完し、幼児の社会性を涵養することからも幼稚園における子育て支援を推進することが必要であると考えている。

こうした中で、満 3 歳になる幼児を年度当初から早期に幼稚園が受け入れ、幼稚園教育の目標の一つである集団内での協同、自律の精神の涵養を図ることで、幼児の成長や社会性の涵養を促すとともに、働きながら子どもを幼稚園に通わせたいという保護者の要望に応えることで、男女共同参画社会の実現に資する。

さらに、当該事業を実施することで、地域の活性化のみならず、将来、全国的な構造改革へと波及しうるものと期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

核家族化等に伴う家庭や地域の教育力の低下を幼稚園教育で補完し、幼児の社会性を涵養する。

年度中途からの、さみだれ的な入園を少なくし、早期からの幼稚園教育を促進する

ことで、満3歳児に対する年間を通じたカリキュラムの作成が可能となる。

このため、満3歳児は、年度当初から年間を通じた幼稚園教育を受けることが可能となり、2歳児教育が定着することで、幼稚園教育の充実・普及が図られる。

働きながら子どもに幼稚園教育を受けさせたいとの保護者の要望に応えることで、男女共同参画を促進する。

幼稚園がもつ地域の幼児教育センターとしての役割、機能が拡大することで、保護者の子育てに対する不安の解消を図る。

少子化が進行する中、将来的には、設置者の意向を踏まえて、幼稚園での満3歳児の年度当初からの早期入園、2歳児教育を全県下に展開していく。

このため、今後、今回の当初実施希望幼稚園以外の幼稚園が、当該事業の実施を要望する場合は、特区の対象区域を拡大するため、事業計画変更の手続きを行う予定である。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

幼児の社会性の涵養の促進

少子化、核家族化の進展等から、幼児の異年齢児との交流機会が減少している中、3歳未満児を年度当初から早期に幼稚園で受け入れることにより、就学前教育の充実、幼児の社会性の涵養が図られる。

幼稚園教育の充実・普及

年度当初からの年間を通じたカリキュラムが可能となり、計画的な幼稚園教育を実践することで、幼稚園教育の充実・普及が図られる。

男女共同参画社会の実現促進

働きながら子どもに幼稚園教育を受けさせたいとの保護者要望に対応することで、子育てを行う保護者の社会参加を促し、男女共同参画社会の実現の推進が図られる。

子育て支援

幼稚園での育児相談等の幼稚園の持つ子育て支援機能を活用することで、3歳未満児を持つ保護者の子育てへの不安や負担の解消が図られる。

園児数の増加

少子化の進行により、県内幼稚園においても、在園児の減少傾向にある中、満3歳の年度当初からの入園が可能となることで、園児数の増加が見込まれる。

具体的には、当該事業の実施を希望する64園について、3歳未満児を持つ保護者の年度当初からの早期入園要望が高く、平成15年5月1日現在では、約140名の早期入園希望がある。

また、県内幼稚園の満3歳児園児は、平成14年度実績で約330名が在園しており、3歳児の年度当初からの早期入園を要望する潜在的な保護者ニーズが高いことがうかがえることから、さらに園児数が増加することが見込まれる。

県内園児数の増加により、幼稚園教育の目標の一つである集団内での協同、自律の精神の涵養に資する教育の充実が図られる。

幼稚園の空き教室の有効活用

満3歳の年度当初からの早期入園が可能となることで、幼稚園の空き教室の有効活用が図られる。

当該事業の実施を希望する64園では、平成15年5月1日時点で、55部屋の空き教室があり、満3歳児の年度当初からの早期入園が可能となることで、当該空き教室の有効活用が見込まれる。

地域経済の活性化

満3歳児の年度当初からの入園が可能となり、保護者の育児負担の軽減が図られ、男女共同参画が促進されることで、地域経済の活性化が図られる。

さらには、満3歳児の入園が増加することで、入園準備等に係る消費が拡大することによる地域経済の活性化も期待される。

8 特定事業の名称

三歳未満児に係る幼稚園入園事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連するその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

預かり保育推進事業費補助

通常の教育時間終了後も園児を幼稚園内で預かる「預かり保育」を実施する幼稚園に対する助成。

私立幼稚園通園支援事業費補助

幼稚園教育振興及び地域の少子化対策に資するため、2人以上の同時在園がある世帯の第2子以降の保育料を減免する幼稚園に対する助成。

満3歳児の年度当初からの幼稚園教育カリキュラム作成支援

当該事業の実施を希望する64園において、満3歳児の年度当初からの早期入園に対応した年間カリキュラムの作成のための情報交換の場を提供する。

1 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

構造改革特別区域計画の認定日以降、別紙1に記載の幼稚園において、幼児が満3歳に達する年度の当初からの入園を可能とする。

5 当該規制の特例措置の内容

本県では、少子化、核家族化を背景に、幼児の異年齢児との交流機会の減少、育児に不安を抱く保護者の増加、保護者の就労形態の多様化等がみられる中、地域の子育てセンターとして、幼稚園が多様な役割を果たすことが期待されている。

当該特区計画区域としている7市22町では、3歳～5歳児の人口は、昭和55年を100(33,455人)とすると、平成14年は65(21,600人)と35%(11,855人)減少している。

また、7市22町で、6歳未満児のいる世帯の割合は、約13.5%であり、かつ、6歳未満児のいる世帯の平均構成人員は、3.4人と少なく、兄弟姉妹が少なく近所に幼児の遊び相手が少ない状況となっている。

また、7市22町における女性の就業率は、全国平均(46.2%)に比べ48.7%と高く、保護者の3歳未満児入園の要望も高い。

一方、幼稚園の在園児数が減少している中、効果的な幼稚園教育の実施や、幼稚園教育の普及を図る上からも、今後、一定の園児数の確保が必要である。

このため、入園年齢の引き下げに係る特例により、現行制度では、満3歳からの入園とされているものを、保護者の要望が高い3歳未満児の年度当初からの幼稚園受け入れを、幼稚園の空き教室の活用を図りながら実施し、幼稚園という計画的に構成された環境の中で集団生活を体験させることで、幼児の社会性の涵養を促すとともに、家庭の教育力を補完する。